赤井川村告示第１８号

赤井川村営住宅の入居者募集を次のとおり行います。

令和７年３月１４日

赤井川村長　馬　場　　希

１．住宅の種類　（１）簡易耐火構造平屋建　昭和５７年度建設

（２）簡易耐火構造平屋建　昭和５９年度建設

（３）耐火構造平屋建　平成１３年度建設

（４）耐火構造２階建　平成２６年度建設

２．戸　　数　（１）中央団地　１戸　３LDK 66.50 ㎡（50 番）

（２）中央団地　１戸　３LDK 66.50 ㎡（65 番）

（３）悠友団地　１戸　２LDK 65.00 ㎡（109 番）

（４）赤井川団地しらかば　１戸　３LDK79.52 ㎡（111 番）

３．入居資格者

次のいずれにも該当する者とすること。

（１）その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。（法：公営住宅法／令：公営住宅法施行令）

ア　入居者が身体障害者である場合、その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合。

214,000 円

イ　村営住宅が、法第８条第１項若しくは第３項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２２条第１項の規定による国の補助に係るものである場合。

214,000 円

ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合

158,000 円

（２）現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

（３）その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（４）高齢者世話付住宅（以下「シルバーハウジング」という。）の入居対象者は、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦の一方が 60 歳以上であれば足りる。）又は 60 歳以上の高齢者のみから成る世帯で、次のいずれにも該当する者。ただし、村長が住宅需要を鑑み特に必要と認めるときは、障害者（規則で定める程度の障害がある者をいう。以下同じ。）の単身世帯、障害者のみからなる世帯、障害者とその配偶者のみからなる世帯又は障害者と高齢者（60 歳以上）若しくは高齢者夫婦（夫婦のいずれか一方が 60 歳以上であれば足りる。）のみからなる世帯であつて、独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な程度の健康状態であるものを入居させることができる。

ア　自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには、不安があると認められる者

イ　住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

（５）（４）は悠友団地にのみ摘要とする。

（６）入居の申込みをした者の数が入居させるべき村営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、赤井川村営住宅管理条例第９条によるものとする。

５．使用料（家賃）

（１）中央団地	月額	１８，９００円	（階層Ｉの場合）
（２）中央団地	月額	１７，１００円	（階層Ｉの場合）
（３）悠友団地	月額	１９，７００円	（階層Ｉの場合）
（４）赤井川団地しらかば棟	月額	２８，１００円	（階層Ｉの場合）

６．入居敷金

申込みの結果、入居許可を受けた者は月額家賃相当額の３ヶ月分を納付して頂きます。

７．申込み受付期限　　令和７年３月１４日より
　　令和７年３月２１日まで

８．申込用紙・その他

・申込用紙は役場備え付けのものを使用してください。その他詳細について、不明な点がありましたら役場建設課建築係（４８－６２７５）までご連絡下さい。

・入居可能日は令和７年４月１日以降を予定しております。